



独立行政法人国立健康・栄養研究所

栄養情報担当者(NR)認定制度

独立行政法人国立健康・栄養研究所では、「健康食品」等に関する正確な情報・知識を有し、消費者に対して適切な情報を提供できる人材の育成を目的として、平成14年12月に「栄養情報担当者」(Nutritional Representative)の認定制度を発足させました。この制度は、当研究所が指定する民間の養成講座において、当研究所が策定した教育内容に沿って必要な単位を取得し、講座を修了した者に対し、当研究所が試験を行ない、その試験に合格した者を栄養情報担当者(略称:NR)として認定する制度です。認定試験は平成16年度から実施しており、現在の認定者は2,682名となっております。又、指定した養成講座は、37講座であり、内22講座は大学等となっております。

当研究所がこの制度を発足させるに当りましては、自らがNRを育成することなく、その認定及び育成並びに各講座に対してのフォローアップのみに限定した理由は、平成14年2月に厚生労働省医薬品食品保健部から発表されました「保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方」の内に、養成講座の実施主体については「組織・運営等が適正である民間団体が養成の実施主体となることが適切である」と述べられていることから、あくまでもサポートに徹することが適当であると考えたからであります。

その考えに基づいて当研究所が発足させたNR認定制度の内容は、民間団体が養成講座を実施する際のノウハウや教材の提供、さらには試験の実施という側面的な支援を通じて、養成されるアドバイザースタッフ(NR)の質の担保や量的拡大に寄与するものであり、当研究所は「養成講座の実施主体はあくまでも民間団体等である」と考え、民間団体を側面から支援するという立場をとっており、今後ともこの方針に沿ってこの制度を運用して参りたいと考えております。

◆NR資格の概要

●NRとは

「NR (Nutritional Representative)」とは、「健康食品」等に関する正確な情報・知識を有し、「NR」の名称を用いて、消費者に対して「健康食品」等に関する適切な情報を提供することを主な業務とする者として、独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長が認定した者のことを言います。

名称 独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者

略称 NR (Nutritional Representative)